西渋川地区地区計画区域



〇屋外広告物条例 基準

⇒自家用のみ掲出可(電柱広告を除く)

区域全域に第3種許可地域の掲出基準

〇地区計画 基準

屋外広告物は、次の各号を全て満たすもの以外は表示、設置してはならない。

(1)自己の用に供するもの

(2)表示面積の合計が<u>1m^d以下</u>のものとする。ただし、<u>福祉施</u> <u>設地区については、表示面積の合計は5m^d以下</u>とする。

(3) 周辺との調和を十分配慮したデザイン、色彩のもの